

令和6年度市営上小阪西住宅除却整備工事に係る家屋調査業務  
特記仕様書

(適用範囲)

第 1 条 この仕様書は、令和6年度市営上小阪西住宅除却整備工事に係る家屋調査業務に適用する事項を示すものである。

(目的)

第 2 条 今回の業務は、除却整備工事が周辺へ与える影響を把握するため、除却整備工事の前後に対象家屋の調査を行うことを目的とする。

(法令順守)

第 3 条 今回の業務は、本仕様書のほか、関連法規を順守し、実施するものとする。

(対象区域)

第 4 条 東大阪市菱屋西一丁目51番59周辺

(履行期間)

第 5 条 契約締結日翌日から令和7年3月31日までとする。

(契約保証金)

第 6 条 東大阪市財務規則第117条第3号により免除とする。

(提出書類)

第 7 条 受注者は作業開始に先立ち、下記の書類を提出し、承認を受けるとともに、市担当者と協議の上、指示を受けてこれに従うこととする。

- (1)業務着手届
- (2)主任技術者届及び同経歴書
- (3)業務工程表

(作業内容)

第 8 条 作業内容は下記のとおりとする。

- (1)事前家屋調査業務
- (2)事後家屋調査業務

(業務工程)

第 9 条 業務工程は下記のとおりとする。

- (1)受注者及び市担当者が現地立会の上、対象とする家屋の確認を行い、最も影響あると思われる範

困を現場状況から考慮し、対象家屋を決定する。

(2)受注者にて対象家屋へ個別訪問および調査日の日程調整等を行い、建物所有者から調査の承諾を書面にて受けてから業務を進めること。

(3)また、事前家屋調査並びに調査結果報告書の配布は、除却整備工事前まで(令和6年7月31日まで)に行うこと。

(4)市担当者に調査結果の説明を行い成果品の検査を受けること。

(5)市担当者検査後に対象家屋へ報告書を配布すること。

(打合せ協議)

第 10 条 受注者は、市担当者と作業開始前、作業中、成果品納入時等においてそれぞれ打合せ協議を行なうものとする。

(契約変更)

第 11 条 家屋所有者の辞退、対象家屋の変更及び「対象家屋 概要」に記載の建物規模等に差異が生じ業務量が増減する場合は変更契約書を交わし業務報酬額を変更することができる。なお、業務報酬額を変更する場合は市担当者の承認を受けること。

(成果品)

第 12 条 成果品は下記の書類とする。

(1)報告書 2部(正・副)

副本は調査家屋ごとに分冊し、履行期間内に建物所有者へすみやかに提出すること。

(2)その他関連資料 2部(正・副)

(検査)

第 13 条 前条の成果品を納入期限前に提出し、完了検査を受けなければならない。また、検査合格したときに完了を認めるものとする。

(その他)

第 14 条 本仕様書において明らかなでない事項は、すべて市担当者との協議によるものとする。

2 外業により耕地、道路、水路その他既設備に損傷を生じさせたり、又は便宜上取りこわした時は、本市担当員の指示によって、その期間内に復旧又は修理し、損害が生じた場合は受託者において賠償しなければならないこととする。

3 作業完了後といえども、成果品に潜在的な誤りがあった場合には、作業機関は責任をもってただちにその誤りを指定の期日までに訂正しなければならないこととする。

4 この調査に関するすべての事項は、機密を厳守し、外部に漏らしたり、利用又は譲渡してはならない。

5 本作業の成果については、本市の所有とし、許可なく他に公表及び使用してはならないこととする。

- 6 受注者は、業務上不明な事項又は仕様書に明記されていない事項については、その都度市担当者と協議の上、その指示に従うこと。
- 7 受注者は、市担当者と連絡を密にし、業務上疑問及び問題が発生した場合、速やかに市担当者に報告し、その指示に従うこと。
- 8 除却整備工事は令和6年8月から令和7年1月中旬を予定しており、工事前後に速やかに調査を行い家屋調査報告書を提出すること。
- 9 家屋調査の着手及び報告書作成は市担当者の指示に従うこと。
- 10 建物の調査時間は、建物所有者と協議すること。